自立訓練・就労移行支援（有期限サービス）の利用期間について

１．標準利用期間

（１）事業者は暫定支給決定期間中に利用者に対するアセスメントを実施。

（２）事業者はアセスメントの結果に基づき、以下の標準利用期間（暫定支給決定期間を含む。）の範囲内で、サービス提供期間を設定し、これを踏まえて作成した個別支援計画を利用者へ交付。

- 機能訓練・・・18ヶ月
- 生活訓練・・・36ヶ月（長期間に渡って、病院に入院していた者、施設に入所していた者）
  24ヶ月（上記以外の場合）
- 就労移行支援・・・24ヶ月

（３）利用者は当該個別支援計画に基づき、市町村へ本申請し、市町村は当初、１年間を支給決定。

２．利用期間の更新

（１）サービスの長期化を回避するため、当初支給決定期間は1年間までとする。

（２）１年間の利用期間では、十分な成果が得られず、かつ、引き続きサービスを提供することによる改善効果が具体的に見込まれる場合には、標準利用期間の範囲内で、１年ごとに支給決定期間の更新が可能。

（３）標準利用期間を超えて、さらにサービスの利用が必要な場合については、市町村審査会の個別審査を経て、必要性が認められた場合に限り、最大１年間の更新が可能（原則１回）。

３．減算の取扱い

（１）利用期間（利用を開始した日から、各月末日までの間の日数）が１年間以上である利用者の利用期間の総和を利用者数で割り戻した日数が、標準利用期間に6ヶ月を加えて得た日数を超える場合に、５％減算する。

（２）平均利用期間は毎月算定し、減算期間は減算事由に該当した月の翌月から、解消月までの間とする。

（３）旧体系から移行した利用者については、利用期間の起算日を当該移行した日とする。

※　支援費施設利用者が引き続き5年間同じ施設を利用することができる経過措置との関係

標準利用期間経過後、原則、利用者の状態像に応じ、地域生活や他のサービス利用へ移行することとなるが、同一施設の別事業が利用できない等の場合には、５年間引き続き利用が可能。ただし、これらの者を含めて、減算の対象とする。
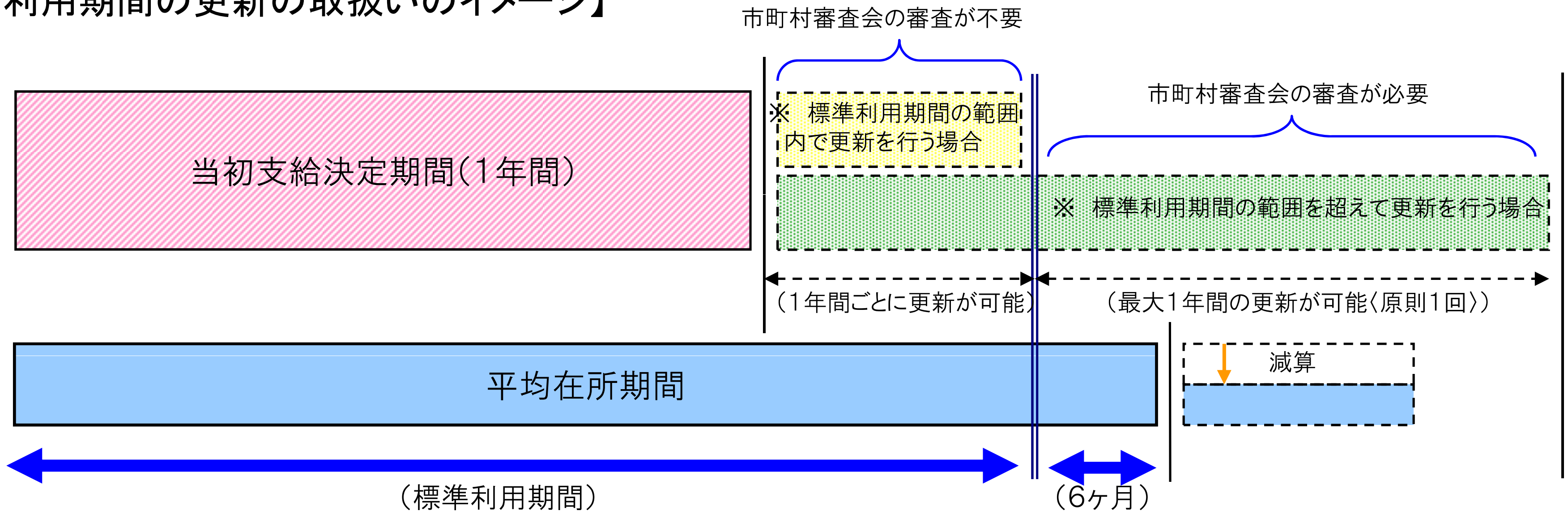
【利用期間の更新の取扱いのイメージ】